

令和3年度第5回南関町農業委員会会議録

令和3年8月10日(火)
午前9時30分開会
南関町役場 第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員憲章朗読

1番 片山 幸次 君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

5番 荒木 茂 君

6番 西山 良輔 君

5. 議 事

第21号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第22号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第9号 許可不要転用届について

6. その他

7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島 久利 君

1番 片山 幸次 君

3番 菅原 和義 君

5番 荒木 茂 君

7番 片山 カツ子 君

9番 大倉 公泰 君

副会長 釘崎 眞貴子 君

2番 橋本 勝 君

4番 末竹 信雄 君

6番 西山 良輔 君

8番 山本 精武 君

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 田口 明 君

書記 齋田 士郎 君

令和3年度第5回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） ご起立をお願いします。ただいまより令和3年度第5回南関町農業委員会総会を開会いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 本日は委員様の全員のご出席がありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員憲章朗読を1番、片山委員さん、よろしく願いいたします。

○1番（片山 幸次君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 改めまして、おはようございます。

コロナの渦の中、オリンピックもやっと終わったような次第でございます。その中、2、3日前から台風が来たということでございましたが、台風の被害はそんな大したこともなく無事に過ぎたようでございます。

それから、皆さん方には今パトロールをやってもらっていると思いますが、今回もパトロールの内容としまして、あとでこれは事務局のほうから説明があると思いますが、今回はちょっとややこしくなっておりますので、やっぱり現地のほうをしっかりと見てもらって判断しなくてはならないような状態でございます。よく調べてもらって、記入してもらおうごつお願いしておきます。

それから山に入るときは、やっぱりいろいろ今罨とか仕掛けてありますので、そんなところを十分気を付けて入ってもらおうようにせんといかんというようなことでございます。それから暑い中でございますので、熱中症には十分気を付けてパトロールをお願いをいたしておきます。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は竹島会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人を指名をいたします。今回は議事録署名人として5番荒木委員、6番西山委員をご指名しますので、よろしく申し上げます。

なお、今回も前回に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局の行う議案書の説明については事前に資料を配付しておりますので、必要最小限度にいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第21号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。案件は4件の7筆でございます。

それでは、本案について現地調査に出向されました委員さんより内容の説明をお願いします。

9番、大倉委員。

○9番（大倉 公泰君） おはようございます。

事務局2人と推進委員と私と現地確認をいたしました。この現地はと申しますと県道4号線、大原から坂下に行くほうの左側にパーマ屋さん、100mばかり行くと上のほうにカラオケ屋さんがありますので、カラオケさんのすぐ下がこの田んぼの所有地と売買によるところでございます。条件としては、日頃から売渡人が言うには、日頃から作ってあつとじゃないかなと私は自分なりに考えておりました。道は狭いんですけど、いいとこだなと私なりに考えております。

議案第21号、農地法第3条、申請番号182番、所有権移転申請についてご説明いたします。

渡人から受人への売買による所有権移転の申請となっております。

現地確認を行い、申請書等により協議、調査、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、私は妥当と思われま。

どうぞ、審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございました。

続きまして2番、橋本委員、お願いします。

○2番（橋本 勝君） 議案第21号、農地法第3条、申請番号190番、所有権移転申請についてご説明いたします。

渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。

現地確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当と思われま

す。引き続き、申請番号212番の所有権移転申請についてご説明いたします。

渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。

現地確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と思われま

す。ご審議、よろしくお願いします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

続きまして、6番西山委員、お願いします。

○6番（西山 良輔君） 議案第21号、農地法第3条、申請番号191番、所有権移転申請についてご説明いたします。

渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。

現地確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と思われま

す。ご審議のほうよろしくお願いをいたします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それではないようでございますので、採決をいたします。

第21号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第21号議案を原案どおり決定をいたします。

続きまして、第22号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は2件の3筆でございます。

本案について現地調査に出向されました農業委員さんより補足説明をお願いします。

7番、片山委員。

○7番（片山 カツ子君） 議案第22号、農地法第5条、申請番号177番について

ご説明いたします。

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

申請地の農地区分は、公共投資がなされていない、農地の広がりがあるが10ha未満であることから第2種農地であると判断されます。

現地調査を行い検討したところ、農地区分に応じた許可基準である「立地基準」、農地転用の確実性等を判断する「一般基準」共に条件を満たしていると判断されました。また、排水計画、被害防除計画ともに問題ないと思われま

す。引き続きまして、農地法第5条、申請番号188番についてご説明をいたします。転用目的は、駐車場の造成です。

申請地の農地区分は、公共投資がなされていない、農地の広がりがあるが10ha未満であることから第2種農地であると判断されます。

現地調査を行い検討したところ、農地区分に応じた許可基準である「立地基準」、農地転用の確実性等を判断する「一般基準」共に条件を満たしていると判断されました。また、排水計画、被害防除計画ともに問題ないと思われま

す。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんか。

○9番（大倉 公泰君） いいですか。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） 188番は始末書を書いてあるということでございますが、これをもっては出す前に始末書を書かんようにしてもらいたいと思います。こういう調査がずっとですね、全然すぐ、やったら勝ちみたいだと私は思います。こういうことが二度と同じ業者から、（聴取不能）に徹底的にしてくださいよ。そっでなかなか農業委員としても（聴取不能）と思います。

以上です。

○議長（竹島 久利君） 事務局、ないですか。今の答弁。

○事務局長（田口 明君） 今の件に関しまして、毎年皆様方に行っていたら農地パトロールですね。農業委員さん、推進委員さんそれぞれ見て回っていただいていると思います。それで、事前にその段階でわかるような違反転用とかがありましたら、すぐに是正を求めるような体制づくりを進めていきたいと思

以上です。

○議長（竹島 久利君） それでよろしいですか。

○9番（大倉 公泰君） はい。一応私は農業委員としても、現地を見てばつをしているところは確実にこっちのほうにはわかっていますからですね。そのときに申請し

たときに、あれ、これ違うじゃないかと言って、事務局としても今後とも気をつけてしてください。お願いいたします。

以上です。

○事務局長（田口 明君） はい。ありがとうございました。

○議長（竹島 久利君） ほかにございませぬか。ほかにないようございませぬので、採決をいたします。

第22号議案は、原案のとおり決定することに異議ありませぬか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第22号議案は原案のとおり決定をいたします。

続きまして、報告第9号、「許可不要転用届について」を議題といたします。

本件については、報告の内容を配布済みでございますので、これで終了させていただきます。内容は報告書を見ていただくとわかると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

（はいの声）

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

それでは、これで、本日の議案は全て終了いたしました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） 本日の議決事件等の字句の整理を議長に一任いただきたくと思ひますが、異議ありませぬか。

（はいの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、議長席を降りさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、ご起立ください。

これをもちまして第5回農業委員会総会を閉会いたします。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前9時47分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人